

決議案第 6 号

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成24年9月27日提出

天理市議会議員	大 橋 基 之
〃	菅 野 豊 盛
〃	廣 井 洋 司
〃	加 藤 嘉久次
〃	寺 井 正 則
〃	佐々岡 典 雅

## 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書

中小自営業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。その中で、休む間もなく働き、中小自営業者の営業を支えてきたのが家族従業者です。

しかし、どんなに働いても、家族従業者の「働き分」(自家労賃)は、税法上、所得税法第 56 条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される家族従業者の「働き分」は、配偶者の場合は 86 万円、家族の場合は 50 万円です。このように家族従業者は、わずかな金額しか所得とみなされておらず、税法上、適正に評価されていません。このことが家族従業者の社会的・経済的な自立を妨げ、後継者不足にも影響しています。

税法上では青色申告をすれば、家族従業者の給料を経費にすることができますが、同じ労働を、青色と白色で差別すべきではありません。

イギリス、ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国は、家族従業者の「働き分」を必要経費として認めています。

憲法に基づいて、一人ひとりが人間として尊重され、家族従業者の人権保障の基盤をつくるためにも、国は所得税法第 56 条を廃止し、家族従業者の「働き分」を必要経費に算入できるようにすることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 27 日

天 理 市 議 会